

愛媛県松前町産業の導入に関する実施計画書

変更計画の概要（最終変更計画 令和6年12月17日・計画期間5か年）

1 変更理由・経緯等について

本町の既存実施計画は、昭和60年3月に、新たな就業機会を地域に創出することで、地域の一層の振興を図ることを目的に、塩屋地区に2.9haの工業団地を整備、企業立地を進め、現在、全ての区画で操業されている。

近年の農業従事者の推移は、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積を図ってきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にあり、2015年から2020年までの5年間の状況をみると、基幹的農業従事者の状況（農林業センサスによる）は17.0%減少する一方、製造業従事者（工業統計調査による）は横ばいの状況である。

本町全体をみても、平成17年をピークに、総人口の減少がみられるようになり、今後、高齢化の進展に伴い、経済や暮らしの様々な面に影響を受ける可能性は高いと考えられる。

このような中、今後の安定的かつ持続可能な農業振興を図るためには、松山圏域内という立地条件を生かし、都市近郊型農業経営を目指した認定農業者の育成をはじめ、農地の流動化による経営規模の拡大等を積極的に展開していくことや、雇用機会の拡大の推進、流通網の高度化が必要な状況となっている。

これらのことから本町では、新たな産業等の導入を契機とし、就業機会の拡大を図り、継続的な農業経営を促進するため、南黒田地区を新たな産業導入地区として定めることとした。

2 計画変更の概要

変更内容は以下のとおり。

地区名	所 在			地 番	地 目		面 積 (㎡)	備考
	市町	大 字	字		公簿	現況		
塩 屋	松前町	北川原	塩屋西	1126-4 外 6筆	宅地 他	宅地 他	28,675	継続
南黒田	松前町	南黒田	横田他	1-1 外 46筆	田 他	田 他	47,497	新規

産業導入地区位置図



今回、新たに産業を導入する南黒田地区では、計画目標年度である令和10年度(2028年度)までに町内在住新規雇用を20人程度見込んでいる。

導入企業への就業については、小規模農家、兼業農家等、さらには地元就業を希望する農家出身の新規学卒者について、企業と連携を図りながら優先的な雇用を促すこととしている。

一方、農業振興策として、農地の集積・集約化の推進や認定農業者の育成、農業経営の法人化を推進することとし、本計画による企業立地の促進と合わせて、今後、新規立地企業に対する地元雇用者の確保及び他地域からの転入者の受け皿と成り得る市街地整備を計画的に推進し、県都松山市圏内という優位性を更に高め、それぞれの相乗効果によって物・人の流れが増加し、地域の活性化が期待されている。

こうした新たな交流人口の増加による経済効果により、地域独自の作物づくりや特産加工品の開発など、地域産品のさらなる高付加価値化を進めるための取り組みが、農商工連携や6次産業化によりさらに促進され、結果、生産者の生産意欲の向上や農地有効活用の促進につながるものと考えている。

よって、ここに、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第1項の規定に基づき、愛媛県松前町「南黒田地区」産業の導入に関する実施計画を策定し、自然環境、生活環境との調和を図りながら、農業と産業の均衡ある発展を目指すものとする。

この実施計画の計画期間は、令和6年12月から5か年計画とし、令和10年度(2028年度)までに産業の導入目標を達成するものとする。